

社会教育施設に関する一考察

三 浦 嘉 久

On the Concept of Out-of-school Educational Facilities in Japan

Yoshihisa Miura

本稿は、社会教育施設概念を、わが国における施設による社会教育の歴史的特色および社会教育施設の本質を指定する中で、明らかにしようとする試論である。

社会教育施設とは、社会教育を行うことを主な目的とし、これを達成するために必要な専属の物的施設および社会教育専門職員をはじめとする人的要員を備え、かつ社会教育活動を行うことを予定している施設である。

Key words : [社会教育施設] [施設による社会教育] [社会教育の歴史的特色]
[社会教育施設の本質]

(Received September 24, 2009)

はじめに

社会教育施設とは社会教育を行なうための拠点であり、社会教育を行う場合にその方法となり手段となるものである。

わが国の施設による社会教育の歴史的特色および社会教育施設の本質については、多くの先行業績があるが、他方、今後の研究にまつべき課題が多くある。従って社会教育施設概念も未だ学問上一定されているとは言い難い。例えば、「専ら社会教育活動を目的として設けられた施設」⁽¹⁾とする論者もあるが、「専ら」と限定した点において狭すぎるし、「社会教育活動を目的として設けられた施設」とする点において、理念と現実を混同しており曖昧である。

本稿は、社会教育施設概念を、わが国における施設による社会教育の歴史的特色および社会教育施設の本質を指定する中で、明らかにしようとする試論である。

1 施設による社会教育の歴史的特色

戦前の日本において社会教育の制度は学校教育制度に比較して遅れて組織化されたため、社会教育施設は十分な発展をみることができなかった。ただ、政府は明治維新後まもなく、西洋

* 鹿児島純心女子短期大学副学長 (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

にならって公共図書館の始まりである書籍館、そして博物館を設立し、これによってわが国における近代的社会教育が始められたことは特筆に値しよう。特に図書館については、はじめは教育法規に規定されなかったが、1879(明治12)年に公布された「教育令」には、書籍館の名称があげられた。これは社会教育施設が法制的な根拠をもった最初の規定である。さらに図書館による社会教育の制度的な発展には、明治20年代から30年代において努力が払われた。そして1899(明治32)年に、最初の社会教育法である「図書館令」(勅令)が公布され、はじめて社会教育施設が独立の法令をもって確立された。その図書館・博物館も専門的な学術・研究機関としての志向が強く、地域的かつ大衆的な社会教育機関としての実質は弱かったといわれることもある。しかしわが国の公共図書館の歴史をみると、明治30年代に入って日本でも本格的な公共図書館が生まれて、特に大正期においては図書館が住民の学習要求に支えられて「濫造」の面はあったが量的にもまた質的にも発展の方向にあったことを不問に付してはならない。一例を挙げれば、熊本県は大正の初め1町村1館主義を掲げ図書館設置に取り組んだが、1926(大正15)年には当時の市町村数は349であったところ、189の図書館と18の巡回文庫が設置されていた。これは59.3%の達成率とされている⁽²⁾。ただ、遺憾ながら昭和に入り満州事変を契機にわが国は戦時体制を強化するにいたり、これと歩調をあわせて図書館活動は変質し、戦局の悪化に伴い図書館はその活動も施設も消滅の一途をたどるにいたった。

従来、わが国の社会教育を歴史的に性格づけるものとして、独自の社会教育施設を用意することなく社会教育団体の利用に終始する団体中心主義が指摘されてきた。また、戦前の社会教育活動は、その会場として学校と宗教機関に偏し、しかも学校は小学校に偏し、宗教機関は寺院に偏していたともいわれてきた。しかし、戦前においても図書館の活動に一定の社会教育的評価を与えるべきであろうし、また、ノールズ⁽³⁾によりアメリカの成人教育(1866-1920)をみると、アメリカでも戦後日本の公民館のような独立した専用の施設はなく、成人教育のための施設としては図書館、博物館が挙げられているが、他は公立学校(初等教育、中等教育)、大学・カレッジであり、また、キリスト教会も重要な役割を果たしていたことが知られる。また、アメリカにおいては成人教育のための多種かつ多数の有志団体(婦人団体、青年団体、両親教育団体など)が有力な存在となっており、アメリカの成人教育も学校と宗教機関が大きな役割を果たしており、また、日本とは異なった意味ではあるが団体中心主義であると評価することができよう。

2 社会教育施設の本質

戦後になって教育基本法制の成立は、社会教育施設の領域についても初めて独自の明確な法制的基礎を用意することとなった。国民自らの社会教育活動は一定の施設を通じて行うと効果的であるから、新生日本はまず教育基本法によりこのような施設を取り上げ、その設置および運営を国および地方自治体の任務として規定したのである(第7条第2項)。この規定が社会教育施設の発展の上で、ひいてはわが国の社会教育発展の上で果たした意義は画期的に大きい。

公的な社会教育施設については、法令上「社会教育の奨励に必要な施設」(社会教育法第3条)という表現があり、国や地方公共団体が教育の目的を実現するために設置することおよび社会

教育の奨励に必要なものとして設置・運営することを義務づけている。社会教育施設としては具体的には教育基本法（1947年）では図書館、博物館、公民館が、社会教育法（1949年）ではこれらの他に青年の家があげられている。さらに社会教育法の特別法である図書館法は図書館および図書館同種施設について、博物館法は博物館および博物館に相当する施設について、スポーツ振興法はキャンプ場、学校のスポーツ施設、体育館、水泳プールについてそれぞれ規定している。公立の社会教育施設は「公の施設」、「教育機関」として設置される。「公の施設」については地方公共団体は、正当の理由がないかぎり住民の利用を拒んではならず、不当な差別的取扱いをしてはならない。また、「公の施設」である社会教育施設については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、その設置管理に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法第244条の2第1項）。そこで図書館、公民館及び博物館は、それぞれ図書館法、社会教育法および博物館法によりその設置は条例によることとされており、また、その他の施設についても地方教育行政の組織及び運営に関する法律により条例で設置することとされている（同法第30条）。

なお、社会教育施設は国立または公立の施設に限られない。現行法において私立の社会教育施設の設置運営は原則として自由である。例えば公民館、図書館に類似する施設は何人もこれを設置することができるものとされており（社会教育法第42条、図書館法第29条）、自治公民館（集落公民館ともいうことがある）はその1例である。また、今日では各種の民間の事業主体が設置する社会教育施設もいわゆるカルチャーセンター、スポーツクラブなど多種見られるようになり、公的社会教育施設に飽き足りない住民の多様な学習要求に応じており重要な役割を果たしている。

社会教育施設は社会教育の目的のもとに物的要件（施設・設備）と人的要件（管理運営組織）が有機的に統合されていることが本質的な要請であって、人的要件を欠いては成立しない。ここで注意すべきは専属の物的施設をもつ施設のみが社会教育施設であるというのではないことである。すなわち物的要件においては社会教育のための施設・設備が現存すればそれが他の目的との共用であっても、つまり独占的な使用でなくとも社会教育施設として認めてよい場合があるのではなからうか。例えばいわゆる複合施設には機能的に社会教育施設である場合がある。ただ、社会教育施設の内、公的な社会教育施設である公民館、図書館、博物館は社会教育の目的を実現するために設けられた教育機関（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第30条）とされており、このような社会教育施設では社会教育を行うことを主な目的とし、これを達成するために必要な専属の物的施設および社会教育専門職員をはじめとする人的要員を備え、かつ社会教育活動を行うことを予定している。

3 むすびに代えて

社会教育がある歴史的な発展段階に到達すると、社会教育施設が登場し、その必要性が高まってくる。

戦前日本の社会教育政策は、教育目的においては国家権力の意志を国民に伝達・浸透させる点に、行政においてはきびしい官僚支配の下で国策に対する民衆の自発的支持をひきだす半官

半民主主義の点に、教育内容では科学を軽視して体制的・道徳的イデオロギーを第一とする点において、さらに形態・方法においては施設＝営造物よりも官製団体に依拠する点で、それぞれ特色をもっていた。戦前日本における社会教育施設の未発達は、単に日本の経済的後進性などということに帰着させられるものではない。戦前のような社会教育政策のもとでは、図書館や博物館などを含めて社会教育施設が市民生活の日常的必要に支えられて、豊かに発展する可能性などはなかったのである。

わが国の社会教育施設は、その多くが戦後に登場しており、そのほとんどが戦前史を持たない。ただ、例外として図書館・博物館がある。特に図書館についてはこれによってわが国における近代的な社会教育が始められたことは特筆に値しよう。

今日、社会教育施設の民間委託という重大な問題が社会教育施設のあり方をめぐって議論されている。民間委託とは国や地方公共団体によって設立された社会教育施設を民間事業者や第三セクターなどにその管理・運営を委託すること（公設民営）である。社会教育施設を設置する場合、また、社会教育施設を経営する場合、正当な社会教育施設概念が不可欠である。本稿の企図はここに端を発しているが、本格的な論稿は他日に待たねばならない。

註

- (1) 駒田錦一他編『現代社会教育用語辞典』ぎょうせい、1979年、195頁。
- (2) 日本図書館協会編・発行『近代日本図書館の歩み・地方篇』1992年、754頁。
- (3) マルカラム S. ノールズ著岸本幸次郎訳『アメリカの社会教育』全日本社会教育連合会、1975年、45-86頁。